

監査報告書

令和元年5月15日

学校法人 東北工業大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 東北工業大学

監事 鈴木友隆 

監事 北島博 

監事 三浦健治郎 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東北工業大学寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人東北工業大学の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

1. 監査の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき監査を行っている会計監査人から監査の実施状況について説明を受け、これらを検討するなどして、必要と思われる監査手続きを実施した。

2. 監査の結果

学校法人東北工業大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。